



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	3
告示	港湾施設の供用開始及び規模変更の告示(新港第2突堤)	港湾局経営課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(広谷自治会ほか)	地域協働局地域活性課	7
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	福祉局監査指導部	8
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止	福祉局監査指導部	19
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	26
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定特定相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	28
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	29
告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	30
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定	福祉局監査指導部	31
告示	児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	37
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の指定	福祉局監査指導部	40
告示	児童福祉法による指定障害児相談支援事業者の廃止	福祉局監査指導部	41
告示	社会福祉連携推進法人の認定	福祉局監査指導部	42
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	43
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	44
告示	生活保護法等による介護機関の事業の指定	福祉局くらし支援課	45
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	46
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	47
公告	大規模小売店舗立地法第5条第1項による届出((仮称)オーケー垂水小東山店)	経済観光局経済政策課	48
公告	開発行為に関する工事の完了(北区藤原台南町5丁目)	都市局都市計画課	50
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の再開	水道局配水課	51
交通局	神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	52

神戸市告示第546号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年1月6日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年1月7日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台	令和7年1月8日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台		
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年1月9日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和7年1月15日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和7年1月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年1月21日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和7年1月22日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 14台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	令和7年1月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和7年1月28日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年1月29日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦通2丁目2番須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年1月30日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第547号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月6日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月7日	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 42 台 原動機付自転車 0 台		
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 35 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月21日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 36 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月28日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 30 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月30日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 35 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月6日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月8日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月14日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月15日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月16日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 1 台	
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月18日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月20日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 1 台	令和7年1月22日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月23日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 2 台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	
	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月28日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台	令和7年1月29日
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	

神戸市告示第548号

次の港湾施設は、令和7年2月25日から供用を開始した。

また、次の港湾施設について、令和7年2月25日からその規模を改めた。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 供用を開始する港湾施設

緑地

名称	位置	規模
新港第2突堤緑地	中央区新港町	16,735.19 m ²

護岸

名称	位置	規模
新港第2突堤護岸	中央区新港町	508.79m

2 規模を改める港湾施設

岸壁

名称	位置	規模		幅員
		現行	変更後	
新港第2突堤岸壁	中央区新港町	818m	304m	12m

神戸市告示第549号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、広谷自治会、西舞子ハイツ自治会、小束野自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	広谷自治会	西舞子ハイツ自治会	小束野自治会
主たる事務所	神戸市西区神出町広谷840番地の1	神戸市垂水区西舞子8丁目18番11号	神戸市西区神出町小束野41番地の63
代表者の氏名	穴田 浩三	青田 千佳	溝端 進
代表者の住所	神戸市西区神出町広谷123番地の2	神戸市垂水区西舞子8丁目18番11号	神戸市西区神出町小束野41番地の63

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 広谷自治会 令和7年1月19日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	飯原 辰雄	穴田 浩三
代表者の住所	神戸市西区神出町広谷152番地	神戸市西区神出町広谷123番地の2

(2) 西舞子ハイツ自治会 令和7年1月22日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号	神戸市垂水区西舞子8丁目18番11号
代表者の氏名	山崎 恵子	青田 千佳
代表者の住所	神戸市垂水区西舞子8丁目17番12号	神戸市垂水区西舞子8丁目18番11号

(3) 小束野自治会 令和7年1月19日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区神出町小束野7番地の21	神戸市西区神出町小束野41番地の63
代表者の氏名	川崎 隆雄	溝端 進
代表者の住所	神戸市西区神出町小束野7番地の21	神戸市西区神出町小束野41番地の63

神戸市告示第550号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2810802070	株式会社ヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目 2-1-708	株式会社ヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目 2-1	令和 6 年 8 月 1 日	居宅介護
2810802070	株式会社ヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目 2-1-708	株式会社ヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区神陵台三丁目 2-1	令和 6 年 8 月 1 日	重度訪問介護
2810802096	ワークイット・桃山台	兵庫県神戸市垂水区桃山台 6 丁目 11-1	株式会社ゆの縁	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目 24 番 15 号	令和 6 年 8 月 1 日	就労継続支援（B 型）
2815102542	カムラック神戸	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目 3 番 5 グリーンシャポービル 308 号	有限会社システムプラス	兵庫県神戸市中央区琴ノ緒町五丁目 3 番 5 グリーンシャポービル 308 号	令和 6 年 8 月 1 日	就労継続支援（A 型）

2815202425	カノア	兵庫県神戸市西区玉津町西河原144-1	合同会社船進会	兵庫県神戸市西区玉津町西河原144-1	令和6年8月1日	就労継続支援（B型）
2810502084	訪問介護ステーションいと	兵庫県神戸市兵庫区大開通10丁目1-14-202	株式会社こもれび	兵庫県神戸市須磨区高倉台五丁目12番19号	令和6年9月1日	居宅介護
2810502084	訪問介護ステーションいと	兵庫県神戸市兵庫区大開通10丁目1-14-202	株式会社こもれび	兵庫県神戸市須磨区高倉台五丁目12番19号	令和6年9月1日	重度訪問介護
2815202433	ヘルパーステーションちろる	兵庫県神戸市西区枝吉二丁目116五兵衛ビル201	株式会社R&you	兵庫県神戸市西区枝吉二丁目116五兵衛ビル201	令和6年9月1日	居宅介護
2815202433	ヘルパーステーションちろる	兵庫県神戸市西区枝吉二丁目116五兵衛ビル201	株式会社R&you	兵庫県神戸市西区枝吉二丁目116五兵衛ビル201	令和6年9月1日	重度訪問介護
2810502092	E i t o'	兵庫県神戸市兵庫区下沢通1丁目3-6	株式会社7Days	兵庫県神戸市長田区六番町八丁目2番地セントラルプラザ202号	令和6年9月1日	就労継続支援（B型）
2810602322	就労継続支援B型事業所 千珠	兵庫県神戸市長田区北町1-49 アパ北町2階	株式会社千珠	兵庫県神戸市長田区北町1-49 アパ北町2階	令和6年9月1日	就労継続支援（B型）

2810701421	A S S I S T	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑南町 20-4	一般社団法 人神戸自立 支援センタ ー	兵庫県神戸 市中央区元 町通三丁目 17番5号	令和6年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2810802104	ショートス テイ西舞子 音楽堂	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子2-4- 1-3F	特定非営利 活動法人音 楽堂	兵庫県神戸 市須磨区平 田町一丁目 1-15	令和6年9 月1日	短期入所
2810802112	就労継続支 援B型事業 所 アーク 向陽	兵庫県神戸 市垂水区向 陽2丁目6 番26号パ レス向陽1 階北側	株式会社K i r a r i	兵庫県神戸 市西区伊川 谷町有瀬 1150-2黒 田第2ビル 2C号	令和6年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2815001595	多機能型事 業所カムシ ーン	兵庫県神戸 市北区上津 台二丁目3 番8号	合同会社カ ムシーン	兵庫県神戸 市北区上津 台二丁目3 番8号	令和6年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2815202441	就労支援よ つば	兵庫県神戸 市西区王塚 台1丁目 123ハイツ 播磨1F	特定非営利 活動法人リ ハケア神戸	兵庫県神戸 市西区宮下 一丁目5番 2号	令和6年9 月1日	就労継続支 援（B型）
2815202458	ゆたかカレ ッジ 神戸 学園都市キ ャンパス	兵庫県神戸 市西区学園 西町4丁目 1学園西カ レッジハイ ツ2-03A 号	株式会社ク ラ・ゼミ	静岡県浜松 市中央区田 町230番地 の15	令和6年9 月1日	自立訓練 （生活訓 練）

2820600258	プラスハウス	兵庫県神戸市長田区前原町一丁目9番1号	合同会社FANCY	兵庫県神戸市長田区前原町一丁目9番1号	令和6年9月1日	共同生活援助
2810101564	訪問介護事業所遊明楽	兵庫県神戸市東灘区御影中町4-2-1 スマイリングライフ 203	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通四丁目2-11 村上ビル3F	令和6年10月1日	居宅介護
2810101564	訪問介護事業所遊明楽	兵庫県神戸市東灘区御影中町4-2-1 スマイリングライフ 203	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通四丁目2-11 村上ビル3F	令和6年10月1日	重度訪問介護
2810502100	ケアステーション一華	兵庫県神戸市兵庫区荒田町二丁目11-4 クレアーレ 201	合同会社一華	兵庫県神戸市兵庫区荒田町二丁目11-4 クレアーレ 201	令和6年10月1日	居宅介護
2810802120	ライフサポートDays	兵庫県神戸市垂水区星陵台星陵台四丁目4番22号 リッツハイツ星陵台 303号室	合同会社tsunagu	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	居宅介護
2810802120	ライフサポートDays	兵庫県神戸市垂水区星陵台星陵台四丁目4番22号 リッツハイツ星陵台 303号室	合同会社tsunagu	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	重度訪問介護

2810802120	ライフサポートDays	兵庫県神戸市垂水区星陵台星陵台四丁目4番22号 リッツハイツ星陵台 303号室	合同会社 t s u n a g u	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	行動援護
2810802120	ライフサポートDays	兵庫県神戸市垂水区星陵台星陵台四丁目4番22号 リッツハイツ星陵台 303号室	合同会社 t s u n a g u	兵庫県神戸市垂水区星陵台四丁目4番22号	令和6年10月1日	同行援護
2815001934	ケアステーションりあん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1-8-8 ベルグリーン鈴蘭台 303号室	株式会社まな	兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町一丁目18番22号	令和6年10月1日	居宅介護
2815001934	ケアステーションりあん	兵庫県神戸市北区鈴蘭台東町1-8-8 ベルグリーン鈴蘭台 303号室	株式会社まな	兵庫県神戸市須磨区禅昌寺町一丁目18番22号	令和6年10月1日	重度訪問介護
2810502118	エスペランサアート	兵庫県神戸市兵庫区湊山町7番1号	株式会社 Speranza Art	兵庫県神戸市兵庫区湊山町7番1号	令和6年10月1日	就労継続支援（B型）

2815102286	定着支援C ONNECT神戸三宮	兵庫県神戸 市中央区八 幡通4-2 -18 昭和住 宅・福本ビ ル 301	株式会社m o o b l e	大阪府大阪 市北区曽根 崎新地二丁 目3番13 号若杉大阪 駅前ビル 801	令和6年 10月1日	就労定着支 援
2815102559	多機能訓練 事業所 遊 歩道	兵庫県神戸 市中央区相 生町4丁目 5番16号 神戸駅前 ATビル1F	株式会社ア ソビゴエ	兵庫県神戸 市中央区中 町通四丁目 2-11 村上 ビル3F	令和6年 10月1日	自立訓練 (生活訓 練)
2815102559	多機能訓練 事業所 遊 歩道	兵庫県神戸 市中央区相 生町4丁目 5番16号 神戸駅前 ATビル1F	株式会社ア ソビゴエ	兵庫県神戸 市中央区中 町通四丁目 2-11 村上 ビル3F	令和6年 10月1日	就労継続支 援(B型)
2815102567	すずらんア ニメーショ ンスタジオ with e スポ ーツ神戸駅 前	兵庫県神戸 市中央区古 湊通1丁目 2番18号 開発センタ ービル3階	株式会社サ ンクス	大阪府大阪 市中央区安 土町三丁目 2番2号中 外ビル4階	令和6年 10月1日	就労継続支 援(B型)
2820600266	パインホーム	兵庫県神戸 市長田区西 代通一丁目 1-5-412 号	一般社団法 人P I N E	兵庫県神戸 市長田区西 代通一丁目 1-5-412 号	令和6年 10月1日	共同生活援 助
2820600274	グループホ ームあるふ ぁー	兵庫県神戸 市長田区御 蔵通七丁目 21-202 御 蔵通巨人ビ ル	株式会社ア ルフアー	兵庫県神戸 市長田区御 蔵通七丁目 21-201	令和6年 10月1日	共同生活援 助

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2810101572	PDハウス 神戸深江本 町ヘルパー ステーション	兵庫県神戸 市東灘区深 江本町2丁 目1番13 号	株式会社サ ンウェルズ	石川県金沢 市二宮町 15番13号	令和6年 11月1日	居宅介護
2810800421	薫風	兵庫県神戸 市垂水区城 が山1 -14-16-103	特定非営利 活動法人薫 風	兵庫県神戸 市垂水区城 が山一丁目 14番 16-103	令和6年 11月1日	同行援護
2810802070	株式会社ヘルパー ステーションラ ン	兵庫県神戸 市垂水区神 陵台三丁目 2-1-708	株式会社ヘルパー ステーションラ ン	兵庫県神戸 市垂水区神 陵台三丁目 2-1	令和6年 11月1日	同行援護
2810802138	エルフ ヘルパー ステーション西 神戸	兵庫県神戸 市垂水区西 脇1丁目4 -9-1	社会福祉法 人 正福会	大阪府大阪 市鶴見区中 茶屋一丁目 1番10号 くつろぎ・ つるみ荘	令和6年 11月1日	居宅介護
2815102575	ユースタイ ルケア 兵 庫 重度訪 問介護	兵庫県神戸 市中央区八 幡通四丁目 2番9号フ ラワーロー ドビル901 号室	ユースタイ ルラボラト リー株式会 社	東京都中野 区中央一丁 目35番6 号レッチフ ィールド中 野坂上ビル 6F	令和6年 11月1日	居宅介護
2815102575	ユースタイ ルケア 兵 庫 重度訪 問介護	兵庫県神戸 市中央区八 幡通四丁目 2番9号フ ラワーロー ドビル901 号室	ユースタイ ルラボラト リー株式会 社	東京都中野 区中央一丁 目35番6 号レッチフ ィールド中 野坂上ビル 6F	令和6年 11月1日	重度訪問介 護

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2815102583	ヘルパース テーション IYASAKA神戸中 央	兵庫県神戸 市中央区坂 口通7-2 -16-301	株式会社S H I F T	大阪府豊中 市上新田四 丁目16番 12-101	令和6年 11月1日	居宅介護
2815102583	ヘルパース テーション IYASAKA神戸中 央	兵庫県神戸 市中央区坂 口通7-2 -16-301	株式会社S H I F T	大阪府豊中 市上新田四 丁目16番 12-101	令和6年 11月1日	重度訪問介 護
2810101580	I D S U P P O R T	兵庫県神戸 市東灘区向 洋町中六丁 目9番地 神戸ファッ ションマー ト6S-09	株式会社 IDBUS	兵庫県神戸 市東灘区向 洋町中六丁 目9番地 神戸ファッ ションマー ト	令和6年 11月1日	就労継続支 援（B型）
2810802146	オレンジホ ーム神戸シ ョートステ イ	兵庫県神戸 市垂水区美 山台3丁目 18番12号	社会福祉法 人恵愛園	兵庫県西宮 市山口町名 来1076番 地1	令和6年 11月1日	短期入所
2815001942	就労継続支 援B型かふ う	兵庫県神戸 市北区鹿の 子台北町1 丁目2-10	合同会社エ ムケアーズ	兵庫県神戸 市灘区桜ケ 丘町16-47	令和6年 11月1日	就労継続支 援（B型）
2815102591	就労継続支 援B型事業 所テックワ ークス三宮 オフィス	兵庫県神戸 市中央区御 幸通4丁目 2-15 三宮 米本ビル2 階	株式会社エ ヌエスイー エデュケー ション	大阪府大阪 市北区梅田 一丁目2番 2号大阪駅 前第2ビル 15階5-2 -1	令和6年 11月1日	就労継続支 援（B型）

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2810201166	訪問介護シリウス 神戸店	兵庫県神戸市灘区岩屋北町二丁目2番14号	株式会社シリウス	大阪府堺市中区土師町五丁15番地9	令和6年12月1日	居宅介護
2810201166	訪問介護シリウス 神戸店	兵庫県神戸市灘区岩屋北町二丁目2番14号	株式会社シリウス	大阪府堺市中区土師町五丁15番地9	令和6年12月1日	重度訪問介護
2810502126	ケアステーション さわ	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-908号	合同会社佐和	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-908号	令和6年12月1日	居宅介護
2810502126	ケアステーション さわ	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-908号	合同会社佐和	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-908号	令和6年12月1日	重度訪問介護
2810802153	ながいきケアヘルパー 垂水	兵庫県神戸市垂水区福田3丁目3-18 藤本マンション101	株式会社ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和6年12月1日	居宅介護
2810802153	ながいきケアヘルパー 垂水	兵庫県神戸市垂水区福田3丁目3-18 藤本マンション101	株式会社ながいき	大阪府門真市本町3番17号1階	令和6年12月1日	重度訪問介護
2810802161	こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目16番9号	合同会社こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目16番9号	令和6年12月1日	居宅介護

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2810802161	こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目16番9号	合同会社こもれびヘルパーステーション	兵庫県神戸市垂水区塩屋町6丁目16番9号	令和6年12月1日	重度訪問介護
2815202466	まいろ〜ど	兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和1002	有限会社舞子運送	兵庫県神戸市垂水区西舞子四丁目6番10号	令和6年12月1日	就労継続支援（B型）
2820800213	グループホーム成和	兵庫県神戸市垂水区下畑町字小坂71番地1	株式会社中部成和	大阪府大阪府中央区農人橋二丁目1番31号第6松屋ビル10階	令和6年12月1日	共同生活援助
2810802179	ライフケア垂水	兵庫県神戸市垂水区平磯4丁目1-8-1	株式会社山陽ライフケアサービス	広島県福山市元町6番11号	令和7年1月1日	重度訪問介護
2815202474	ヘルパーステーションねむの木	兵庫県神戸市西区南別府1丁目5-40-203	株式会社バベル	兵庫県神戸市西区学園西町一丁目3番地の2、303	令和7年1月1日	居宅介護
2815202474	ヘルパーステーションねむの木	兵庫県神戸市西区南別府1丁目5-40-203	株式会社バベル	兵庫県神戸市西区学園西町一丁目3番地の2、303	令和7年1月1日	重度訪問介護
2815202474	ヘルパーステーションねむの木	兵庫県神戸市西区南別府1丁目5-40-203	株式会社バベル	兵庫県神戸市西区学園西町一丁目3番地の2、303	令和7年1月1日	同行援護

2810201174	おおらか灘	兵庫県神戸市灘区城内通5丁目4番11号リバーライス灘	合同会社永喜会	兵庫県神戸市灘区将軍通三丁目3番31号呉ビル	令和7年1月1日	就労継続支援（B型）
2810602330	就労継続支援B型事業所みかん	兵庫県神戸市長田区神楽町3丁目4番3号2階	合同会社ジュアン	兵庫県神戸市須磨区明神町二丁目3番2-2号	令和7年1月1日	就労継続支援（B型）
2810701645	びのぐるはうす	兵庫県神戸市須磨区大黒町1丁目3-17	株式会社松鶴	兵庫県神戸市須磨区飛松町三丁目6-14-201	令和7年1月1日	短期入所
2815102161	Cocorport 神戸三宮駅前Office	兵庫県神戸市中央区三宮町2-11-1 センタープラザ西館702号室	株式会社コッポート	神奈川県川崎市川崎区砂子二丁目5番11号りそな川崎ビル4階	令和7年1月1日	就労定着支援
2815102609	めいと	兵庫県神戸市中央区楠町3丁目3-17 1階	一般社団法人めいと	兵庫県神戸市中央区楠町三丁目3-17-101	令和7年1月1日	生活介護

神戸市告示第551号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2810500575	介護サービスサンライズ	兵庫県神戸市兵庫区水木通 3 丁目 1－8 川西ビル 2 階	株式会社サンライズ	兵庫県神戸市兵庫区中道通 3 丁目 2－20	令和 6 年 7 月 7 日	居宅介護
2810500575	介護サービスサンライズ	兵庫県神戸市兵庫区水木通 3 丁目 1－8 川西ビル 2 階	株式会社サンライズ	兵庫県神戸市兵庫区中道通 3 丁目 2－20	令和 6 年 7 月 7 日	重度訪問介護
2810101507	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町 3 丁目 1 番 12 号 2 階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目 5－16 エルブスチューディオ岡本 1・2 階	令和 6 年 7 月 31 日	居宅介護
2810101507	訪問介護事業所スマイルライフ	兵庫県神戸市東灘区本山中町 3 丁目 1 番 12 号 2 階	合同会社スマイルアルファ	兵庫県神戸市東灘区岡本三丁目 5－16 エルブスチューディオ岡本 1・2 階	令和 6 年 7 月 31 日	重度訪問介護

2810701496	れいんぼう	兵庫県神戸市須磨区権現町3丁目8番1号	有限会社育成会	兵庫県神戸市須磨区権現町3丁目8番1号	令和6年7月31日	同行援護
2810501466	就労継続支援B型あずき	兵庫県神戸市兵庫区水木通四丁目2番22号第一金光ビル1階1号室	一般社団法人神港会	兵庫県神戸市兵庫区水木通四丁目2番22号	令和6年7月31日	就労継続支援（B型）
2810501672	K O B E 38 w o r k s h o p	兵庫県神戸市兵庫区三川口町1丁目4番16号アクリビル2・3階	一般社団法人F u t u r e L i n k	兵庫県神戸市兵庫区三川口町1丁目4番16号アクリビル2・3階	令和6年7月31日	就労継続支援（A型）
2810801973	はまゆう	兵庫県神戸市垂水区桃山台6丁目11-1	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ204号	令和6年8月1日	就労継続支援（B型）
2815201989	就労支援事業所よつば	兵庫県神戸市西区王塚台1丁目123 ハイ ツ播磨1F	一般社団法人つなぐ福 祉会	兵庫県神戸市西区春日台五丁目8番地の9	令和6年8月31日	就労継続支援（B型）
2820600142	プラスハウス	兵庫県神戸市長田区前原町1丁目9-1	一般社団法人F A N C Y	兵庫県神戸市長田区前原町一丁目9-1	令和6年8月31日	共同生活援助

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2810100020	住吉訪問介護センター	兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	社会福祉法人神戸老人ホーム	兵庫県神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号	令和6年9月30日	居宅介護
2810500161	ステップケア	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	有限会社阪神メディアラン	兵庫県神戸市兵庫区西柳原町4-22-201	令和6年9月30日	居宅介護
2815100207	訪問看護ステーションアスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区宮本通3-1-30	有限会社アスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区生田町3-3-19	令和6年9月30日	居宅介護
2815100207	訪問看護ステーションアスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区宮本通3-1-30	有限会社アスカケアライフ	兵庫県神戸市中央区生田町3-3-19	令和6年9月30日	重度訪問介護
2815202326	Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9-401	株式会社Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	令和6年9月30日	居宅介護
2815202326	Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9-401	株式会社Heartfull	兵庫県神戸市西区今寺3-9 ミュゼ大蔵谷401	令和6年9月30日	重度訪問介護
2810601076	就労支援事業所わだち	兵庫県神戸市長田区菅原通2丁目100番1号 ゴールドウッズ菅原 BLDG101号室	特定非営利活動法人わだち	兵庫県神戸市長田区一番町5丁目1-1 グランメゾン MIKURA 1階 B号室	令和6年9月30日	就労継続支援（B型）

2810602157	グループホームういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	株式会社ウィル	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	令和6年9月30日	短期入所
2815102153	機能訓練事業所 遊歩道	兵庫県神戸市中央区相生町4丁目5番16号 神戸駅前A Tビル 1階	株式会社アソビゴエ	兵庫県神戸市中央区中町通4丁目2番11号 村上ビル 3F	令和6年9月30日	自立訓練 (機能訓練)
2820600191	グループホームういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	株式会社ウィル	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21番地 御蔵通巨人ビル 202	令和6年9月30日	共同生活援助
2810800538	西舞子サポートセンター	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目8-14-101	合同会社西舞子サポートセンター	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目8-14	令和6年10月31日	居宅介護
2810800538	西舞子サポートセンター	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目8-14-101	合同会社西舞子サポートセンター	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目8-14	令和6年10月31日	重度訪問介護
2810802005	ソクイ神戸西	兵庫県神戸市垂水区神陵台2-3-15 ひまわりビル 2階	株式会社ソクイ	神奈川県横浜市中区港南区上大岡西一丁目6番1号	令和6年10月31日	重度訪問介護
2815101429	ワンモア三宮	兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2番15号 三宮米本ビル 8階	NPO法人日本学び協会	大阪府豊中市本町一丁目13番34号 チェリオビル 501号	令和6年10月1日	就労移行支援(一般型)

2815202177	スタートジョブ伊川谷店	兵庫県神戸市西区池上3丁目6-4	PLAYTIVE株式会社	兵庫県神戸市北区山田町下谷上字梅木谷2-6	令和6年10月31日	就労継続支援（A型）
2810501995	ケアステーション さわ	兵庫県神戸市兵庫区新開地1丁目2番18-1008号	一般社団法人栄佐	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-1008号	令和6年11月30日	居宅介護
2810501995	ケアステーション さわ	兵庫県神戸市兵庫区新開地1丁目2番18-1008号	一般社団法人栄佐	兵庫県神戸市兵庫区新開地一丁目2番18-1008号	令和6年11月30日	重度訪問介護
2815102096	しろはと神戸	兵庫県神戸市中央区橘通2丁目3-5	合同会社しろはと神戸	兵庫県神戸市長田区大塚町1丁目2番2号	令和6年11月30日	居宅介護
2815102096	しろはと神戸	兵庫県神戸市中央区橘通2丁目3-5	合同会社しろはと神戸	兵庫県神戸市長田区大塚町1丁目2番2号	令和6年11月30日	重度訪問介護
2810801965	コネクト1	兵庫県神戸市垂水区塩屋台1丁目2番6号	フジデンD&C株式会社	兵庫県神戸市兵庫区中道通3丁目2番12号	令和6年11月30日	就労継続支援（B型）
2810101416	ヘルパーステーション オレオ	兵庫県神戸市東灘区北青木4丁目23番22号山根ハイツ201号	合同会社斗五	兵庫県西宮市枝川町16番69号	令和6年12月31日	居宅介護

2810101416	ヘルパース テーション オレオ	兵庫県神戸 市東灘区北 青木4丁目 23番22号 山根ハイツ 201号	合同会社斗 五	兵庫県西宮 市枝川町 16番69号	令和6年 12月31日	重度訪問介 護
2810101416	ヘルパース テーション オレオ	兵庫県神戸 市東灘区北 青木4丁目 23番22号 山根ハイツ 201号	合同会社斗 五	兵庫県西宮 市枝川町 16番69号	令和6年 12月31日	同行援護
2810801676	訪問介護フ ァミリー・ ホスピス神 戸垂水	兵庫県神戸 市垂水区学 が丘5丁目 1-2	ファミリ ー・ホスピ ス株式会社	東京都千代 田区丸の内 3丁目3番 1号新東京 ビル2階	令和6年 12月31日	重度訪問介 護
2815000944	ケア21岡 場	兵庫県神戸 市北区藤原 台中町二丁 目16番9 号トーショ クビル302 号室	株式会社ケ ア21	大阪府大阪 市北区堂島 二丁目2番 2号	令和6年 12月31日	同行援護
2815201229	ヘルパース テーション サンライト	兵庫県神戸 市西区南別 府3丁目5 -3フレ マリール高 苗代105	株式会社 BEST	兵庫県神戸 市西区南別 府三丁目5 番地の3	令和6年 12月31日	居宅介護
2815201229	ヘルパース テーション サンライト	兵庫県神戸 市西区南別 府3丁目5 -3フレ マリール高 苗代105	株式会社 BEST	兵庫県神戸 市西区南別 府三丁目5 番地の3	令和6年 12月31日	重度訪問介 護

2815201229	ヘルパース テーション サンライト	兵庫県神戸 市西区南別 府3丁目5 ー3 フレ マリール高 苗代 105	株式会社 BEST	兵庫県神戸 市西区南別 府三丁目5 番地の3	令和6年 12月31日	同行援護
------------	-------------------------	---	--------------	---------------------------------	----------------	------

神戸市告示第552号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号の指定特定相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830800179	相談支援事業所かざみどり	兵庫県神戸市垂水区中道 1 丁目 2 - 6 - 102	一般社団法人神戸かざみどり福祉会	兵庫県神戸市垂水区神陵台四丁目 1 番 55-501 号	令和 6 年 8 月 1 日	計画相談支援
2830800187	ポライト	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目 24 番 15 号	株式会社ゆうの縁	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目 24 番 15 号	令和 6 年 8 月 1 日	計画相談支援
2830200180	フラネ	兵庫県神戸市灘区灘南通 4 丁目 3 番 22 号クレソ六甲 203 号	株式会社和	兵庫県神戸市灘区灘南通 4 丁目 3 番 22 号	令和 6 年 10 月 1 日	計画相談支援
2830700197	地域活動支援センターヨハネ	兵庫県神戸市須磨区奥山畑町 2 番地	社会福祉法人ヨハネ会	兵庫県神戸市須磨区奥山畑町 2 番地	令和 6 年 11 月 1 日	計画相談支援

2835100195	アイル相談 支援事業所	兵庫県神戸 市中央区栄 町通5丁目 2番16号 イトーピア 栄町通402 号室	合同会社ア ビリティサ ポート	兵庫県神戸 市中央区磯 上通八丁目 1番29号 カサベラビ ルC&M403 号室	令和6年 11月1日	計画相談支 援
2835100203	L i t 相談 支援事業所	兵庫県神戸 市中央区元 町通二丁目 5番14号	株式会社L i t	兵庫県神戸 市中央区元 町通三丁目 12番17号	令和6年 12月1日	計画相談支 援

神戸市告示第553号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830500076	相談支援事業所 ラポール	兵庫県神戸市兵庫区水木通 1 丁目 4-29 3 F	特定非営利活動法人ドリーム&Y UME 作業所	兵庫県神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 4-9	令和 6 年 7 月 10 日	計画相談支援
2830800138	カンナ	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1 グリーンハイツ松本 204 号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1-204	令和 6 年 8 月 1 日	計画相談支援
2830800047	相談支援事業所 つくし夢くらぶ	兵庫県神戸市垂水区西舞子 2 丁目 14 番 23 号	有限会社光和物産	兵庫県神戸市垂水区西舞子 2 丁目 14 番 23 号	令和 6 年 10 月 31 日	計画相談支援

神戸市告示第554号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 14 第 1 項の指定一般相談支援事業者の指定をしたので、同法第 51 条の 30 第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービス種類
2830800187	ポライト	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞二丁目 24 番 15 号	株式会社ゆ うの縁	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞二丁目 24 番 15 号	令和 6 年 8 月 1 日	地域移行支 援
2830800187	ポライト	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞二丁目 24 番 15 号	株式会社ゆ うの縁	兵庫県神戸 市垂水区本 多聞二丁目 24 番 15 号	令和 6 年 8 月 1 日	地域定着支 援
2830200180	フラネ	兵庫県神戸 市灘区灘南 通 4 丁目 3 番 22 号ク レソソ六甲 203 号	株式会社和	兵庫県神戸 市灘区灘南 通四丁目 3 番 22 号	令和 6 年 10 月 1 日	地域移行支 援
2830200180	フラネ	兵庫県神戸 市灘区灘南 通 4 丁目 3 番 22 号ク レソソ六甲 203 号	株式会社和	兵庫県神戸 市灘区灘南 通四丁目 3 番 22 号	令和 6 年 10 月 1 日	地域定着支 援

神戸市告示第555号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第 51 条の 30 第 1 項第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービス種類
2830500076	相談支援事業所 ラポール	兵庫県神戸市兵庫区水木通 1 丁目 4-29 3 F	特定非営利活動法人ドリーム&Y UME 作業所	兵庫県神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 4-9	令和 6 年 7 月 10 日	地域移行支援
2830500076	相談支援事業所 ラポール	兵庫県神戸市兵庫区水木通 1 丁目 4-29 3 F	特定非営利活動法人ドリーム&Y UME 作業所	兵庫県神戸市兵庫区湊川町 3 丁目 4-9	令和 6 年 7 月 10 日	地域定着支援
2830800138	カンナ	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1 グリーンハイツ松本 204 号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1-204	令和 6 年 8 月 1 日	地域移行支援
2830800138	カンナ	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1 グリーンハイツ松本 204 号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町 1011-1-204	令和 6 年 8 月 1 日	地域定着支援

神戸市告示第556号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2850100476	児童発達支援・放課後等デイサービスLUMO本山中校	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1-12 モレス・ヴィラ本山中町2階	株式会社Gotoschool	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番6号	令和6年8月1日	児童発達支援
2850100476	児童発達支援・放課後等デイサービスLUMO本山中校	兵庫県神戸市東灘区本山中町3丁目1-12 モレス・ヴィラ本山中町2階	株式会社Gotoschool	東京都渋谷区道玄坂一丁目16番6号	令和6年8月1日	放課後等デイサービス
2850600111	シュガープラス	兵庫県神戸市長田区五番町八丁目16番地 シュガー内	株式会社まつおか	兵庫県神戸市長田区五番町8丁目16番地	令和6年8月1日	保育所等訪問支援
2850600285	LITALICOジュニア新長田教室	兵庫県神戸市長田区西尻池町一丁目2番23号 暁星あかつきビル4F	株式会社LITALICOパートナーズ	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号	令和6年8月1日	児童発達支援

2850600285	L I T A L I C O ジュ ニア新長田 教室	兵庫県神戸 市長田区西 尻池町一丁 目 2 番 23 号 暁 星あかつき ビル 4 F	株式会社 L I T A L I C O パー トナース	東京都目黒 区上目黒二 丁目 1 番 1 号	令和 6 年 8 月 1 日	保育所等訪 問支援
2850700689	保育所等訪 問支援 音 ひろば	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺荒打 314- 1	株式会社 音ひろば	兵庫県神戸 市須磨区妙 法寺荒打 314- 1	令和 6 年 8 月 1 日	保育所等訪 問支援
2855000382	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー鈴蘭台 2 nd	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字南 山 2 番 570	合同会社 E a c h w i l l	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町四丁 目 3 番 32 号 2 F	令和 6 年 8 月 1 日	児童発達支 援
2855000382	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー鈴蘭台 2 nd	兵庫県神戸 市北区山田 町小部字南 山 2 番 570	合同会社 E a c h w i l l	兵庫県神戸 市北区鈴蘭 台南町四丁 目 3 番 32 号 2 F	令和 6 年 8 月 1 日	放課後等デ イサービス
2850200284	コペルプラ ス灘教室	兵庫県神戸 市灘区浜田 町 3-3-23 プレステー ジフジ灘壺 番館 201 号 室	株式会社ク ラ・ゼミ	静岡県浜松 市中央区田 町 230 番地 の 15	令和 6 年 9 月 1 日	児童発達支 援
2850600293	コペルプラ ス新長田教 室	兵庫県神戸 市長田区若 松町 8 丁目 1-30 巨人 ビル南館 103	株式会社ク ラ・ゼミ	静岡県浜松 市中央区田 町 230 番地 の 15	令和 6 年 9 月 1 日	児童発達支 援

2850800356	コペルプラス垂水教室	兵庫県神戸市垂水区日向1-6-1レバンテ垂水3番館206号	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中央区田町230番の15	令和6年9月1日	児童発達支援
2855100281	NESTING新神戸	兵庫県神戸市中央区生田町1丁目2-38	株式会社オッジ	兵庫県伊丹市御願塚三丁目10番34号	令和6年9月1日	放課後等デイサービス
2855200420	コペルプラス持子教室	兵庫県神戸市西区持子三丁目16-1コカワ第一ビル1階103号室	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中央区田町230番地の15	令和6年9月1日	児童発達支援
2850600301	児童デイサービスあるふぁー	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21-203	株式会社アルファ	兵庫県神戸市長田区御蔵通七丁目21-201	令和6年10月1日	放課後等デイサービス
2855000390	こども家族みらい応援団 オバフロ	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3	合同会社overflowing	兵庫県神戸市北区桜森町8番地の12	令和6年10月1日	児童発達支援
2855000390	こども家族みらい応援団 オバフロ	兵庫県神戸市北区筑紫が丘4丁目1-3	合同会社overflowing	兵庫県神戸市北区桜森町8番地の12	令和6年10月1日	放課後等デイサービス
2855200438	コペルプラス 西神南教室	兵庫県神戸市西区井吹台東町1丁目1番1西神南センタービル1階	M&A consulting 株式会社	兵庫県神戸市西区伊川谷町有瀬29番地の11	令和6年10月1日	児童発達支援

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

2855200834	児童デザイナーいっぽぽいっぽ宮下	兵庫県神戸市西区宮下1丁目5-2	特定非営利活動法人リハケア神戸	兵庫県神戸市西区宮下一丁目5番2号	令和6年10月1日	児童発達支援
2850200292	ビビッド六甲	兵庫県神戸市灘区上河原通3丁目4-15 ローレル甲南1階A	株式会社ビビッドディレクション	兵庫県神戸市灘区水道筋五丁目1番9号	令和6年11月1日	放課後等デイサービス
2850200300	アムール	兵庫県神戸市灘区神ノ木通1丁目3-11	学校法人宮川学園	兵庫県神戸市灘区六甲町五丁目7番8号	令和6年11月1日	児童発達支援
2850200300	アムール	兵庫県神戸市灘区神ノ木通1丁目3-11	学校法人宮川学園	兵庫県神戸市灘区六甲町五丁目7番8号	令和6年11月1日	放課後等デイサービス
2850500287	コペルプラス兵庫駅前教室	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1番39号 インペリアル205号室	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中央区田町230番地の15	令和6年11月1日	児童発達支援
2850100484	オペラLABO 7	兵庫県神戸市東灘区住吉宮町七丁目7-7	一般社団法人オペラホリスティック協会	兵庫県神戸市灘区桜口町三丁目1番9号	令和6年12月1日	放課後等デイサービス
2850700259	ドキドキキッズ にこにこ園	兵庫県神戸市須磨区須磨寺町四丁目3番28号	株式会社ドキドキキッズ	兵庫県神戸市須磨区須磨寺町四丁目3番28号	令和6年12月1日	児童発達支援

2855100299	コペルプラス三宮教室	兵庫県神戸市中央区八幡通四丁目2番9号フラワーロードビル902号室	株式会社クラ・ゼミ	静岡県浜松市中央区田町230番地の15	令和6年12月1日	放課後等デイサービス
2850200318	放課後等デイサービスウィズ・ユ一エムズ灘六甲道	兵庫県神戸市灘区高徳町6丁目3番10号グランディア六甲STORIA101.102	エムズウェルネスパートナーズ合同会社	兵庫県神戸市東灘区住吉東町四丁目5番11号	令和7年1月1日	児童発達支援
2850200318	放課後等デイサービスウィズ・ユ一エムズ灘六甲道	兵庫県神戸市灘区高徳町6丁目3番10号グランディア六甲STORIA101.102	エムズウェルネスパートナーズ合同会社	兵庫県神戸市東灘区住吉東町四丁目5番11号	令和7年1月1日	放課後等デイサービス
2850700267	てらびあぼけっと 須磨板宿教室	兵庫県神戸市須磨区前池町4丁目4番1号セルブ板宿1階	ピュアフルハート合同会社	兵庫県西宮市甲子園七番町7番4号	令和7年1月1日	児童発達支援
2850700275	ぴのぐる	兵庫県神戸市須磨区大黒町1丁目3-17	株式会社松鶴	兵庫県神戸市須磨区飛松町三丁目6-14-201	令和7年1月1日	放課後等デイサービス
2855000408	よつばハーモニー 鈴蘭台	兵庫県神戸市北区山田町小部字南山2-4762F-B	よつばハーモニー合同会社	兵庫県神戸市北区山田町坂本字零谷83	令和7年1月1日	放課後等デイサービス

2855000416	サカフル神戸北	兵庫県神戸市北区八多町中 1069	合同会社 warafu	兵庫県神戸市北区藤原台北町四丁目 1 番 12 号	令和 7 年 1 月 1 日	放課後等デイサービス
2855100307	めいと	兵庫県神戸市中央区楠町 3 丁目 3 -17 1 階	一般社団法人めいと	兵庫県神戸市中央区楠町三丁目 3 -17-101	令和 7 年 1 月 1 日	放課後等デイサービス
2855200149	保育所等訪問支援事業所 ぽんと	兵庫県神戸市西区押部谷町福住 628-134 1 階	合同会社ういる	兵庫県神戸市西区月が丘四丁目 9 番地の 2	令和 7 年 1 月 1 日	保育所等訪問支援

神戸市告示第557号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2855100703	放課後等デイサービス アンの家 神戸	兵庫県神戸市中央区多聞通四丁目1番2号3F	一般社団法人教育・福祉支援認定協会	兵庫県神戸市中央区多聞通四丁目1番2号	令和6年7月31日	児童発達支援
2850200102	コペルプラス 灘教室	兵庫県神戸市灘区浜田町三丁目3番23号 プレスステージフジ灘壱番館201号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援
2850600186	コペルプラス 新長田教室	兵庫県神戸市長田区若松町8丁目1-30 巨人ビル南館103	株式会社コペル	東京都新宿区新宿4丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援
2850700192	コペルプラス 須磨教室	兵庫県神戸市須磨区須磨浦通4丁目7番8号 コットンボール須磨駅前ビル2階1	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援

2850800281	コペルプラス 垂水教室	兵庫県神戸市垂水区日向1-6-1 レバンテ垂水3番館 206号	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援
2855100059	コペルプラス 三宮教室	兵庫県神戸市中央区八幡通四丁目2番9 フラワーロードビル202号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援
2855200370	コペルプラス 持子教室	兵庫県神戸市西区持子三丁目16-1 コカワ第一ビル1階 103号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号 JR新宿ミライナタワー	令和6年8月31日	児童発達支援
2850100088	えびす本山	兵庫県神戸市東灘区田中町1-10-16	株式会社Y E V I S	兵庫県西宮市寿町5-16	令和6年9月30日	放課後等デイサービス
2850600202	児童デイサービスういる	兵庫県神戸市長田区御蔵通7丁目21番地 御蔵通巨人ビル203	有限会社ウイル	兵庫県神戸市長田区荻藻通三丁目7番4号	令和6年9月30日	放課後等デイサービス
2855100158	L i i s p o r t s s t u d i o 神戸元町	兵庫県神戸市中央区三宮町三丁目9-15 東垂ビルB1階	株式会社リイ	愛知県名古屋市中昭和区御器所通御器所通3丁目8番地の1 御器所セントラルビル3A	令和6年9月30日	放課後等デイサービス

2855200388	コペルプラス 西神南教室	兵庫県神戸市西区井吹台東町1丁目1番1号西神南センタービル1階	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号JR新宿ミライナタワー	令和6年9月30日	児童発達支援
2850500105	コペルプラス 兵庫駅前教室	兵庫県神戸市兵庫区浜崎通1番39号インペリアル205号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号JR新宿ミライナタワー	令和6年10月31日	児童発達支援
2855100059	コペルプラス 三宮教室	兵庫県神戸市中央区八幡通四丁目2番9号フラワーロードビル902号室	株式会社コペル	東京都新宿区新宿四丁目1番6号JR新宿ミライナタワー	令和6年11月30日	放課後等デイサービス
2855200149	かけはし	兵庫県神戸市西区押部谷町福住628-1341階	合同会社ういる	兵庫県神戸市西区月が丘四丁目9番地の2	令和6年12月31日	児童発達支援

神戸市告示第558号

次の事業者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービス種類
2870800162	相談支援事業所かざみどり	兵庫県神戸市垂水区中道1丁目2-6-102	一般社団法人かざみどり福祉会	兵庫県神戸市垂水区神陵台四丁目1番55-501号	令和6年8月1日	障害児相談支援
2870800170	ポライト	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目24番15号	株式会社ゆうの縁	兵庫県神戸市垂水区本多聞二丁目24番15号	令和6年8月1日	障害児相談支援
2870200140	フラネ	兵庫県神戸市灘区灘南通4丁目3番22号クレソ六甲203号	株式会社和	兵庫県神戸市灘区灘南通四丁目3番22号	令和6年10月1日	障害児相談支援
2875100121	アイル相談支援事業所	兵庫県神戸市中央区栄町通5丁目2番16号イトーピア栄町通402号室	合同会社アビリティサポート	兵庫県神戸市中央区磯上通八丁目1番29号カサベラビルC&M403号室	令和6年11月1日	障害児相談支援

神戸市告示第559号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	廃止年月日	サービス種類
2870800121	カンナ	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1グリーンハイツ松本204号	株式会社甲斐総合企画	兵庫県神戸市垂水区名谷町1011-1-204	令和6年8月1日	障害児相談支援
2870800030	相談支援事業所 つくし夢くらぶ	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目14番23号	有限会社光和物産	兵庫県神戸市垂水区西舞子2丁目14番23号	令和6年10月31日	障害児相談支援

神戸市告示第560号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第127条の規定により、社会福祉連携推進法人の認定をしたので、同法第129条の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 名 称 社会福祉連携推進法人 神戸繋がりの会
- 2 所 在 地 神戸市北区淡河町東畑75番地
- 3 代 表 者 井上 勝彦
- 4 認定年月日 令和7年2月20日

神戸市告示第561号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
はたにクリニック	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号	令和7年1月1日
藤見医院	神戸市中央区相生町5丁目16番11号	令和7年1月1日
医療法人慶春会松田・ 神戸クリニック	神戸市中央区御幸通5丁目2番5号	令和7年1月1日
つなぐ薬局 長田店	神戸市長田区平和台町2丁目1番25号	令和6年12月1日
ユタカ調剤薬局 生田 川店	神戸市中央区日暮通6丁目4番13号	令和7年1月1日
株式会社 f u k u r a 訪問看護ステーション 福楽	神戸市東灘区岡本1丁目4番17号	令和6年10月1日
プロテア薬局	神戸市須磨区月見山本町1丁目5番33 号	令和7年2月1日
神戸日帰り外科そけい ヘルニアかずクリニッ ク	神戸市中央区加納町3丁目1番26号	令和7年2月1日

令和7年2月25日 神戸市公報第3899号

神戸市告示第562号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団松善会松川神経科診療所	神戸市中央区中山手通4丁目3番11号	令和6年12月31日
黒木医院	神戸市灘区徳井町5丁目1番7号	令和7年1月8日
平瀬歯科医院	神戸市長田区丸山町2丁目2番13号	令和6年12月22日
久野歯科	神戸市中央区元町通1丁目14番11号	令和6年12月31日
ふじわら歯科医院	神戸市西区池上2丁目3番9号	令和6年12月23日
堀江歯科医院	神戸市東灘区田中町5丁目1番12号	令和6年12月31日
フロンティア薬局 長田店	神戸市長田区大塚町6丁目1番14号	令和6年12月31日
スギ薬局 御影店	神戸市東灘区御影本町2丁目6番10号	令和6年11月30日
ユタカ調剤薬局 生田川店	神戸市中央区日暮通6丁目4番13号	令和6年12月31日
はたにクリニック	神戸市須磨区高倉台1丁目1番7号	令和6年12月31日
藤見医院	神戸市中央区相生町5丁目14番13号	令和6年12月31日
松田・神戸クリニック	神戸市中央区御幸通5丁目2番5号	令和6年12月31日
つなぐ薬局 長田店	神戸市長田区平和台町2丁目1番25号	令和6年11月30日

神戸市告示第563号

次の介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 介護事業者

当該指定にかかる 介護事業所の名称	当該指定にかかる 介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
グループホーム あ かね雲	神戸市中央区旭通 2 丁目 9 番 5 号	医療法人社団 旭 診療所	神戸市中央区旭通 2 丁 目 4 番 5 号	令和 7 年 1 月 1 日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活 介護

神戸市告示第564号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
池田宮川あんしんすこやかセンター	(新)神戸市長田区宮丘町1丁目3番11号 (旧)神戸市長田区長田町7丁目2番4号	社会福祉法人神戸福生会	神戸市兵庫区里山町1番48	令和7年1月1日	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント
池田宮川居宅介護支援事業所	(新)神戸市長田区宮丘町1丁目3番11号 (旧)神戸市長田区長田町7丁目2番4号	社会福祉法人神戸福生会	神戸市兵庫区里山町1番48	令和7年1月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成） 介護予防支援
介護処 花笑み	(新)神戸市中央区北野町4丁目3番10号 (旧)神戸市中央区生田町2丁目1番7号	合同会社一順	神戸市東灘区本庄町1丁目5番17号	令和7年1月20日	訪問介護 訪問型サービス（独自） その他の生活支援サービス（その他／定率）

神戸市告示第565号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
竹田 千鶴子（竹田鍼灸治療院）	竹田 千鶴子	神戸市兵庫区湊川町5丁目10番11号	令和6年8月31日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年2月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年2月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）オーケー垂水小東山店

神戸市垂水区小東山本町4丁目3677番202

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
オーケー店舗保有株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい 6丁目3番6号	代表取締役 田中 銀一

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	法人にあっては代表者の氏名
オーケー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい 6丁目3番6号	代表取締役 二宮 涼太郎

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年10月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,765平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
建物2階、3階および4階	131台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収 容 台 数
敷地東側および建物南側	69台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
建物 2 階	79.98 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
廃棄物保管施設①	建物 2 階	19.71 立方メートル
廃棄物保管施設②	建物 2 階	6.81 立方メートル
合計		26.52 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であつて、経済産業省令で定めるもの

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前 8 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置	出入口の数
敷地南側	出入口：1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

令和 7 年 2 月 7 日

9 縦覧期間

令和 7 年 2 月 25 日から令和 7 年 6 月 25 日まで

10 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年2月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区藤原台南町五丁目19番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区淡路町三丁目5番13号
株式会社 創建
代表取締役 吉村 孝文
- 3 許可番号
令和5年12月28日 第8158号
(変更許可 令和6年11月25日 第2172号)
(変更許可 令和7年1月21日 第2189号)

神戸市水道告示第31号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の再開の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年2月25日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	再開年月日
35140	株式会社布引	神戸市中央区楠町 1－11－7	村上 義文	令和7年2月7日

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年2月25日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第14号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第2条〔略〕 (普通区及び近郊区の料金) 第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校	第1条～第2条〔略〕 (普通区及び近郊区の料金) 第3条 普通区及び近郊区の料金は、次のとおりとする。ただし、近郊区の普通料金は、次に定めるもののほか別に定める。なお、大人とは12歳以上の者をいい、小児に該当する者を除く。また、小児とは12歳未満の者をいい、12歳以上の者のうち、学校

教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区 [略]

イ 近郊区

券種		通用期 間	料 金	備 考
通 勤 定 期 券		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
通 学 定 期 券	大 人	[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
	小 児	[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
備考				
1 近郊区の路線を乗り継ぐ場合 の定期料金は、それぞれの路線の 定期料金を合算した金額とする。				

教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校（交通事業管理者（以下「管理者」という。）がこれと同等と認める学校を含む。）の児童（管理者が小学校と同等と認める学校にあつては、当該学校において児童に相当する者として管理者が認めるもの）であるものを含む。以下同じ。

(1)、(2) [略]

(3) 定期料金

ア 普通区 [略]

イ 近郊区

券種		通用期 間	料 金	備 考
通 勤 定 期 券		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
通 学 定 期 券	大 人	[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
	小 児	[略]	[略]	
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
備 考				
1 近 郊 区 の 路 線 を 乗 り 継 ぐ 場 合 の 定 期 料 金 は 、 そ れ ぞ れ の 路 線 の 定 期 料 金 を 合 算 し た 金 額 と す る 。				

ただし、64 系統のうち「箕谷～新神戸駅前」を含む定期券は、62 系統のうち「箕谷～谷上駅」を通用区間に含む 64 系統北神線 2 ルート定期券として発売し、その定期料金は、64 系統の定期券の金額とする。

2 ～ 7 [略]

ウ [略]

2 ～ 7 [略]

ウ [略]

エ 普通区と 62A 系統又は 62B 系統及び神戸市高速鉄道（以下「高速鉄道という。」）の乗り継ぎ

（ア）近郊区の普通料金が近郊区の 230 円区間の普通料金の金額未満の場合、普通区及び近郊区の 230 円区間の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成 14 年交規程第 6 号）（以下、「連絡運輸規程」という。）第 4 条による料金の割引をして得た額とする。

2 [略] 第4条～第17条 [略] (購入手続) 第18条 [略] 2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書(様式第12号)により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入す	(イ) <u>近郊区の普通料金が近郊区の230円区間の普通料金の金額以上の場合、普通区及び近郊区の定期料金の合計金額から普通区の定期料金を減額したものと高速鉄道の定期料金を合計したものに、連絡運輸規程第4条による料金の割引をして得た額とする。</u> 2 [略] 第4条～第17条 [略] (購入手続) 第18条 [略] 2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書(様式第12号)により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入す
---	--

るときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 旧定期券に卒業予定月が登録されている場合

ア 旧定期券に登録された卒業予定月と同じ年度内までに購入しようとする場合で、通用期間が当該卒業予定月の翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

イ 旧定期券に登録された卒業予定月を超過して通学する場合で、通用期間が当該卒業予定月の翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合

ア 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

るときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

(2) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

イ 旧定期券の発行日と同じ年度
内に購入しようとする場合で、
通用期間が翌年度の4月30日
を越えるとき

旧定期券の提出及び通学す
る指定学校の代表者が発行
した有効な学生証の提示

ウ 旧定期券の通用期間が前年度
からまたがっている（通用期間
の終了日が3月31日であるも
のを含む。）場合で、当該年度
に入って初めて購入しようと
するとき

旧定期券の提出及び通学す
る指定学校の代表者が発行
した有効な学生証の提示

3、4 [略]

第18条の2～第18条の4 [略]

（定期券自動発売機での購入手続）

(3) 旧定期券の通用期間が前年度か
らまたがっている（通用期間の終了
日が3月31日であるものを含む。）
場合で、当該年度に入って初めて購
入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指
定学校の代表者が発行した有効
な学生証の提示

3、4 [略]

第18条の2～第18条の4 [略]

（定期券自動発売機での購入手続）

第 18 条の 5 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(1) [略]

(2) 第 16 条第 1 号に定める通用期間の通学定期券を、第 18 条第 2 項第 1 号 ア又は第 2 号アに定める手続で購入する場合

(3) [略]

(定期券 WEB 予約サービス)

第 18 条の 6 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる場合は、定期券 WEB 予約サービスでの購入の申し込みができない。

(1)、(2) [略]

(3) 第 18 条第 2 項第 1 号イ又は第 2 号イ若しくはウに定める手続で購入する場合で、本市の審査時点において旧定期券の通用期間が終了していない場合

(4)～(9) [略]

4 [略]

第 19 条～第 34 条 [略]

(企画乗車券の取扱い)

第 18 条の 5 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(1) [略]

(2) 第 16 条第 1 号に定める通用期間の通学定期券を、第 18 条第 2 項第 1 号に定める手続で購入する場合

(3) [略]

(定期券 WEB 予約サービス)

第 18 条の 6 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる場合は、定期券 WEB 予約サービスでの購入の申し込みができない。

(1)、(2) [略]

(3) 第 18 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に定める手続で購入する場合で、本市の審査時点において旧定期券の通用期間が終了していない場合

(4)～(9) [略]

4 [略]

第 19 条～第 34 条 [略]

第34条の2 管理者は、特別な運送条件、発売場所及び発売日等を定めた乗車券（以下、「企画乗車券」という。）を発売することができる。 2 企画乗車券の運送条件、発売場所及び発売日等については、その都度定める。 第35条、第36条 [略] 様式1～5 [略]	第35条、第36条 [略] 様式1～5 [略]
---	---------------------------------------

様式第6～12号を次のように改める。

様式第6号

普通区通勤定期券

(1) 大人用

(2) 小児用



様式第7号

普通区通学定期券

(1) 大人用

(2) 小児用



様式第 8 号

昼間割引定期券



様式第 9 号

近郊区通勤定期券

(1) 大人用



様式第 10 号

近郊区通学定期券

(1) 大人用



(2) 小児用



様式第 11 号（第 18 条関係）

普通（通勤定期券購入申込書）

（表面）

普通（通勤）		定期券購入申込書		神戸市交通局
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。				
カナ				
生年月日 様				
昭・平・令・西暦				
年 月 日 才				
ご住所				
電話 - -				
☐ 新規	☐ 継続	現在使用中の定期券は 月 日まで有効		
カード 種類	☐ PiTaPa ☐ ICOCA	※特別割引定期 （は磁気券） ※事前にPiTaPaカードを ご購入ください 新規購入は別途500円 が必要です 紛失再発行時検索用番号		
使用開始日 および 有効期間	年 月 日から	☐ 1か月 ☐ 3か月 ☐ 6か月		
券 種	☐ 大人 ☐ 小児 ☐ 市バス昼間 ☐ 割引※ （簡易時間=9:30～16:00）			
区 間	☐ 地下鉄（ ）駅～（ ）駅（ ）駅経由） + <他鉄道> ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー （ ）駅～（ ）駅（ ）駅経由）			
	ゾーン定期 新神戸～ ☐ 西神中央 ☐ 伊川谷 ☐ 運動公園 ☐ 妙法寺 ☐ 板宿 +海岸線			
	☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス（地下鉄連絡のみ）			
	（ ）系統（ ）バス停～（ ）バス停 （ ）系統（ ）バス停～（ ）バス停			
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済 ※PiTaPa定期のみ		
IC 設 定	ICOCA PiTaPa	定期券通用期間外のICカード利用 （バスを除く） 初期設定 ☐ する ☐ しない		
	PiTaPa	通用期限切れ予告「電子案内」 （2週間前からビデオと音で案内します） 初期設定 ☐ する ☐ しない		
裏 面 も 必 ず お 読 み く だ さ い				

（裏面）

■定期券ご購入の前に必ずお読みください■

～個人情報の取扱い～

- (1)記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。
- (2)他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、購入予約情報を当該各社局に共有することがあります。
- (3)ICOCA定期券の場合、紛失再発行時等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をするために使用します。

～定期券の発売日～

定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。

～地下鉄ゾーン定期券～

- (1)他社との連絡定期券は発売できません。
- (2)ゾーン定期券は、北神線「谷上～新神戸」間はご利用になれません。

～IC定期券～

- (1)PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応 PiTaPaカードが必要です。
- (2)ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCA カードをご利用いただけます。定期券と同時にICOCAを購入する場合、定期料金とは別にデポジット500円が必要です。
- (3)ICカード記名ご本人以外IC定期券をご購入・ご利用いただけません。
- (4)他の乗車券との併用、現金等での乗り越し精算はできません。
- (5)PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
- (6)定期券通用期間外の交通利用について
・定期券表示区間内であっても、定期券通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストペイ（後払い）利用、ICOCA定期券はカード内残額（チャージ）利用となります。
・このIC定期券の運用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能（ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む）の制限設定が可能です。
- (7)定期券通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用については、PiTaPa定期券は通常のポストペイ（後払い）、ICOCA定期券はカード内残額（チャージ）利用となります。
- (8)PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください（手数料無料）。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできません。
- (9)こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできません。新たにICOCA定期券をお買い求めください。

～定期券を紛失・盗難された場合～

- ・磁気定期券は再発行できません。
- ・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク（PiTaPa カード会社）届け出ていただいた後、磁気定期券にて再発行いたします（手数料・本人確認書類が必要です）。PiTaPaカードが再発行された後、IC定期券に発行替えいたします。
- ・再発行された磁気定期券を再び紛失・盗難された場合、再発行することはできません。
- ・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社局窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします（登録票・手数料とデポジット料（いずれも現金）および本人確認書類が必要です）。

～定期券の払戻し～

- ※手数料及び本人確認書類が必要です。
- 定期券をクレジットご購入された場合は、本人確認書類および購入時に利用されたクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。
- 【地下鉄】払戻し…「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
- 【バス】払戻し…「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

様式第12号（第18条関係）

通学定期券購入申込書

（表面）

通学 定期券購入申込書		☐ 通学 ☐ U15 ☐ 実習		契印
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。				
カ				
ナ				
ご住所	生年月日 昭・平・令・西暦		様	
電話	— —		年 月 日	
学校名	学年	卒業予定	令・西暦	
	年 生	年 月		
学校証明	証明書番号:	発行年月日:	年 月 日	代表者印
	学校名:			
	代表者名:			
	所在地:	電話 — —		
☐ 新規 ☐ 継続		現在使用中の定期券は 月 日まで有効		
カード種類	☐ PiTaPa ☐ ICOCA		※特別割引定期券は磁気券	
使用開始日および有効期間	年 月 日から 1か月 3か月 6か月 1学期 2学期 3学期 4/8-7/20 9/1-12/24 1/8-3/25			
券種	☐ 大学生等 ☐ 高校生 ☐ 中学生 ☐ 小児 ☐ 割引※			
※中学生以下で地下鉄単独定期券をお求めの際は、通学証明書は不要です。在籍確認又は年齢確認のできるものを提示してください。				
区間	☐ 地下鉄 () 駅 ~ () 駅 (駅経由) + <他鉄道> ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー () 駅 ~ () 駅 (駅経由) ☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ)			
() 系統 () バス停 ~ () バス停				
() 系統 () バス停 ~ () バス停				
支払方法	☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済		U15	
IC設定	ICOCA PiTaPa	定期券通用期間外のICカード利用 (バスを除く) 初期設定 ☐ する ☐ しない		
	PiTaPa	通用期限切れ予告「電子音案内」 (2週間前から「ピ」音と音で案内します) 初期設定 ☐ する ☐ しない		
裏面も必ずお読みください				

（裏面）

■ 定期券ご購入の前に必ずお読みください ■

～個人情報の取扱い～
 (1)記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。
 (2)他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、購入予約情報を当該各社局に共有することがあります。
 (3)ICOCA定期券の場合、紛失再発行時等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をするために使用します。

～定期券の発売日～
 (1)定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。(学期定期券は除く)
 (2)学期定期券の購入開始日…1学期:3月26日～ 2学期:8月18日～ 3学期:12月25日～

～通学定期券の購入～
 (1)乗車区間はお住まいの最寄駅と学校最寄駅間です。ただし中学生以下の場合、地下鉄部分についてはU-15定期券として任意の区間を購入いただけます。
 (2)新規に購入される場合
 ・証明書発行者が記入、押印、発行した本書又は有効な通学証明書をご提出ください。
 ・購入兼用学生証明書の場合は発行控欄に購入年月日/通用期間/購入駅をご記入ください。
 (3)引き続き通学先及び駅間が同じ定期券を購入(継続購入)される場合
 ・通用期間が年度をまたがらないとき
 お持ちの定期券(年度をまたがらず通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)をご提出ください。なお、学生証をお見せいただくことがあります。
 ・通用期間が年度をまたがるとき、および進級後の最初の継続購入
 有効な学生証とお持ちの定期券(通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)をご提出ください。
 (4)有効な卒業予定年月が登録された通学定期券の場合はお持ちの定期券をご提出ください。

～学校証明欄をご利用のお客様へ～
 (1)この証明の運用期間は、発行の日から1ヶ月間です。
 (2)本書の発行後に記入事項を変更された場合は無効となります。

～IC定期券のご案内～
 (1)PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応 PiTaPaカードが必要です。
 (2)ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCAカードをご利用いただけます。定期券と同時にICOCAを購入する場合、定期料金とは別にデビット500円が必要です。
 (3)ICカード記名人ご本人以外はIC定期券をご購入・ご利用いただけません。
 (4)他の乗車券との併用、現金等での乗り越し精算はできません。
 (5)PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
 (6)定期通用期間外の交通利用について
 ・定期券面表示区間内であっても、定期通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストベイ(後払い)利用、ICOCA定期券はカード内残額(チャージ)利用となります。
 ・このIC定期券の通用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能(ともに全国相互利用サービス対象エリア含む)の制限設定が可能です。
 (7)定期通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストベイ(後払い)、ICOCA定期券はカード内残額(チャージ)利用となります。
 (8)PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、定期券の通用期間内でも利用できなくなります。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください(手数料無料)。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新後のジュニアカードに小児用定期券は発行替えできません。
 (9)こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできません。新たにICOCA定期券をお買い求めください。

～定期券を紛失・盗難された場合～
 ・磁気定期券は再発行できません。
 ・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク(PiTaPaカード会社) 届け出ていただいた後、磁気定期券にて再発行いたします(手数料・本人確認書類が必要です)。PiTaPaカードが再発行された後、IC定期券に発行替えをいたします。
 再発行された磁気定期券を再び紛失・盗難された場合、再発行することはできません。
 ・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社局駅窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします登録票・手数料とデビット料(いずれも現金)および本人確認書類が必要です。

～定期券の払戻し～ ※手数料及び本人確認書類が必要です。
 定期券をクレジットご購入された場合は、本人確認書類および購入時のクレジットカードと売上票シートをご持参ください。
 【地下鉄】払戻し…「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
 【バス】払戻し…「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年交規程第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第2条 [略] (乗車券の種別及び料金等) 第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。 (1)、(2) [略] (3) 定期券 ア～ウ [略] <u>エ 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年1月交規程第24号)第3条第1項第3号に定める64系統北神線2ルート定期券の利用範囲は、谷上駅から三宮駅とする。</u> (4)～(6) [略] 2 [略]	第1条～第2条 [略] (乗車券の種別及び料金等) 第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。 (1)、(2) [略] (3) 定期券 ア～ウ [略] (4)～(6) [略] 2 [略]

第3条の2～第4条 [略]

(定期券の購入手続)

第5条 [略]

2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書(様式第2号)により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 旧定期券に卒業予定年月が登録されている場合

ア 旧定期券に登録された卒業予定月と同じ年度内までに購入しようとする場合で、通用期間が当該卒業予定月の翌年度の4月30日を越えないとき

第3条の2～第4条 [略]

(定期券の購入手続)

第5条 [略]

2 通学定期券を購入しようとする者は、通学定期券購入申込書(様式第2号)により申し込むものとする。この場合、通学する指定学校の代表者が発行した通学証明書又は通学証明用学生証の提示をもって通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載に代えることができる。ただし、本市が発売した定期券(以下、「旧定期券」という)を保有しており、その通用期間が終了していない場合又は通用期間終了日から2箇月を経過していない場合で、通学先、券種、通用区間及び経路が同一の定期券を購入するときは、次の各号に掲げる証明書類等を提出・提示することにより、通学定期券購入申込書中の通学先の証明欄の記載を省略することができる。

(1) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

旧定期券の提出

イ 旧定期券に登録された卒業予定月を超過して通学する場合で、通用期間が当該卒業予定月の翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

(2) 旧定期券に卒業予定年月が登録されていない場合

ア 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えないとき

旧定期券の提出

イ 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

ウ 旧定期券の通用期間が前年度からまたがっている（通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。）場合で、当該年度

(2) 旧定期券の発行日と同じ年度内に購入しようとする場合で、通用期間が翌年度の4月30日を越えるとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

に入ってから初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

3、4 [略]

(定期券自動発売機での購入手続)

第5条の2 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(1) [略]

(2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号ア又は第2号アに定める手続で購入する場合。

(3) [略]

(定期券WEB予約サービス)

第5条の3 [略]

2 [略]

(3) 旧定期券の通用期間が前年度からまたがっている(通用期間の終了日が3月31日であるものを含む。)場合で、当該年度に入ってから初めて購入しようとするとき

旧定期券の提出及び通学する指定学校の代表者が発行した有効な学生証の提示

3、4 [略]

(定期券自動発売機での購入手続)

第5条の2 定期券自動発売機で定期券を購入しようとする者は、次の各号に掲げる場合に、定期券を購入することができる。

(1) [略]

(2) 通用期間が1箇月、3箇月又は6箇月の通学定期券を、前条第2項第1号に定める手続で購入する場合。

(3) [略]

(定期券WEB予約サービス)

第5条の3 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる定期券は、定期券 WEB 予約サービスでの購入の申し込みができない。 (1)、(2) [略] (3) 第5条第2項第<u>1</u>号イ又は第<u>2</u>号イ若しくは<u>ウ</u>に定める手続で購入する場合で、本市の審査時点において旧定期券の通用期間が終了していない場合 (4)～(10) [略] 4 [略] 第6条～第27条の3 [略] <u>(企画乗車券の取扱い)</u> <u>第27条の4 管理者は、特別な運送条件、発売場所及び発売日等を定めた乗車券(以下、「企画乗車券」という。)を発売することができる。</u> <u>2 企画乗車券の運送条件、発売場所及び発売日等については、その都度定める。</u> 第28条、第29条 [略]	3 次の各号に掲げる定期券は、定期券 WEB 予約サービスでの購入の申し込みができない。 (1)、(2) [略] (3) 第5条第2項第<u>2</u>号又は第<u>3</u>号に定める手続で購入する場合で、本市の審査時点において旧定期券の通用期間が終了していない場合 (4)～(10) [略] 4 [略] 第6条～第27条の3 [略] 第28条、第29条 [略]
---	---

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条、第11条関係)

(表面)

普通(通勤)		定期券購入申込書		神戸市交通局	
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。					
カナ					
生年月日 様					
昭・平・令・西暦					
年 月 日 才					
ご住所					
電話 - -					
☐ 新規		☐ 継続		現在使用中の定期券は 月 日まで有効	
カード 種類	☐ PiTaPa ☐ ICOCA		☐ 特別割引定期 は磁気券		No.
使用開始日 および 有効期間	年 月 日から		☐ 1か月 ☐ 3か月 ☐ 6か月		
券 種	☐ 大人 ☐ 小児		☐ 市バス昼間 ☐ 割引※ 降車時間=9:30~16:00		
区 間	☐ 地下鉄 ()駅 ~ ()駅 (駅経由) + <他鉄道> ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー ()駅 ~ ()駅 (駅経由) ☐ ゾーン定期 新神戸~ ☐ 西神中央 ☐ 伊川谷 ☐ 運動公園 ☐ 妙法寺 ☐ 板宿 + 海岸線 ☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ) ()系統 ()バス停 ~ ()バス停 ()系統 ()バス停 ~ ()バス停				
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済 ※PiTaPa定期のみ			
IC 設定	ICOCA PiTaPa	定期券通用期間外のICカード利用 (バスを除く)		初期設定 ☐ する ☐ しない	
	PiTaPa	通用期限切れ予告「電子案内」 (2週間前からピタパと音で案内します)		初期設定 ☐ する ☐ しない	
裏面も必ずお読みください					

(裏面)

■定期券ご購入の前に必ずお読みください■

～個人情報の取扱い～
(1)記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。
(2)他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、購入予約情報を当該各社局に共有することがあります。
(3)ICOCA定期券の場合、紛失再発行時等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をするために使用します。

～定期券の発売日～
定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。

～地下鉄ゾーン定期券～
(1)他社との連絡定期券は発売できません。
(2)ゾーン定期券は、北神線「谷上～新神戸」間にご利用になれません。

～IC定期券～
(1)PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応 PiTaPaカードが必要です。
(2)ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCA カードをご利用いただけます。
定期券と同時にICOCAを購入する場合、定期料金とは別にデビット500円が必要です。
(3)ICカード記名人ご本人以外にはIC定期券をご購入・ご利用いただけません。
(4)他の乗車券との併用、現金等での乗り越し精算はできません。
(5)PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
(6)定期券通用期間外の交通利用について
・定期券表示区間内であっても、定期券通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストペイ(後払い)利用、ICOCA定期券はカード内残額(チャージ)利用となります。
・このIC定期券の運用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能(ともに全国相互利用サービス対象エリアを含む)の制限設定が可能です。
(7)定期券通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用については、PiTaPa定期券は通常のポストペイ(後払い)、ICOCA定期券はカード内残額(チャージ)利用となります。
(8)PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、定期券の通用期間内でも利用できなくなります。
カード有効期限内に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください(手数料無料)。
また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新されたジュニアカードに小児用定期券は発行替えできません。
(9)こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできません。新たにICOCA定期券をお買い求めください。

～定期券を紛失・盗難された場合～
・磁気定期券は再発行できません。
・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク(PiTaPa カード会社)届け出ていただいた後、磁気定期券にて再発行いたします(手数料・本人確認書類が必要です)。PiTaPaカードが再発行された後、IC定期券に発行替えいたします。
再発行された磁気定期券を再び紛失・盗難された場合、再発行することはできません。
・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社局駅窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録票の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします登録票・手数料とデビット料(いずれも現金)および本人確認書類が必要です。

～定期券の払戻し～ ※手数料及び本人確認書類が必要です。
定期券をクレジットご購入された場合は、本人確認書類および購入時に利用されたクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。
【地下鉄】払戻し…「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。
【バス】払戻し…「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第5条、第11条関係）

第4条に定めるもの

（表面）

通学		定期券購入申込書		☐ 通学 ☐ U15 ☐ 実習		☐ 契印 神戸市交通局	
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。							
カ		ナ		シ		タ	
ご住所		電話番号		生年月日		昭・平・令・西暦	
学校名		学年		卒業予定		令・西暦	
学校証明		証明書番号		発行年月日		代表者印	
学校名		代表者名		所在地		電話番号	
☐ 新規		☐ 継続		現在使用中の定期券は 月 日まで有効			
カード種類		☐ PiTaPa ☐ ICOCA		☐ 特別割引定期 ※特別割引定期は磁気券		☐ 特別割引定期 ※特別割引定期は磁気券	
使用開始日		年 月 日		☐ 1か月 ☐ 3か月 ☐ 6か月 ☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期		☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期 4/8-7/20 9/1-12/24 1/8-3/25	
有効期間		月 日から		☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期 4/8-7/20 9/1-12/24 1/8-3/25		☐ 1学期 ☐ 2学期 ☐ 3学期 4/8-7/20 9/1-12/24 1/8-3/25	
券種		☐ 大学生等 ☐ 高校生 ☐ 中学生 ☐ 小児 ☐ 割引		☐ 大学生等 ☐ 高校生 ☐ 中学生 ☐ 小児 ☐ 割引			
※中学生以下で地下鉄単独定期券をお求めの際は、通学証明書は不要です。 在籍確認又は年齢確認のできるものを提示してください。							
区		☐ 地下鉄 () 駅 ~ () 駅 (駅経由) ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー		☐ 地下鉄 () 駅 ~ () 駅 (駅経由) ☐ 阪急 ☐ 阪神 ☐ 山陽 ☐ 神戸電鉄 ☐ ポートライナー			
間		☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ)		☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 神姫バス(地下鉄連絡のみ)			
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済		☐ 現金 ☐ クレジット ☐ PiTaPa決済			
IC設定		☐ ICOCA ☐ PiTaPa		☐ ICOCA ☐ PiTaPa			
IC設定		☐ PiTaPa		☐ PiTaPa			
裏面も必ずお読みください							

（裏面）

■定期券ご購入の前に必ずお読みください■

～個人情報取扱い～

- (1)記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。
- (2)他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、購入予約情報を当該各社局に共有することがあります。
- (3)ICOCA定期券の場合、紛失再発行時等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をするために使用します。

～定期券の発売～

- (1)定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。(学期定期券は除く)
- (2)学期定期券の購入開始日…1学期:3月26日～ 2学期:8月18日～ 3学期:12月25日～

～通学定期券の購入～

- (1)東車区間はお住まいの最寄駅と学校最寄駅間で。ただし中学生以下の場合、地下鉄部分についてはU-15定期券として任意の区間を購入いただけます。
- (2)新規に購入される場合
 - ・証明書発行者が記入、押印、発行した本書又は有効な通学証明書をご提出ください。
 - ・購入兼用学生証明書の場合は発行控欄に購入年月日/通用期間/購入駅をご記入ください。
- (3)引き続き通学先及び駅間が同じ定期券を購入（継続購入）される場合
 - ・通用期間が年度をまたがらないとき
お持ちの定期券(年度をまたがらず通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)をご提出ください。なお、学生証をお見せいただくことがあります。
 - ・通用期間が年度をまたがるとき、および進級後の最初の継続購入
有効な学生証とお持ちの定期券(通用期間終了後から2ヶ月以内のもの)をご提出ください。
 - (4)有効な卒業予定年月が登録された通学定期券の場合はお持ちの定期券をご提出ください。

～学校証明欄をご利用のお客様へ～

- (1)この証明の運用期間は、発行の日から1ヶ月間です。
- (2)本書の発行後に記入事項を変更された場合は無効となります。

～IC定期券のご案内～

- (1)PiTaPa定期券をご希望の場合、IC定期券対応 PiTaPaカードが必要です。
- (2)ICOCA定期券をご希望の場合、お持ちのICOCA カードをご利用いただけます。定期券と同時にICOCAを購入する場合、定期料金とは別にデポジット500円が必要です。
- (3)ICカード記名人ご本人以外はIC定期券をご購入、ご利用いただけません。
- (4)他の乗車券との併用、現金等での乗り越し精算はできません。
- (5)PiTaPa定期券の区間内ではオートチャージされません。
- (6)定期券通用期間外の交通利用について
 - ・定期券面表示区間内であっても、定期券通用期間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストペイ（後払い）利用、ICOCA定期券はカード内残額（チャージ）利用となります。
 - ・このIC定期券の運用期間外のPiTaPa交通利用機能、ICOCAカード内残額利用によるきっぷ機能（ともに全国相互利用サービス対象エリア含む）の制限設定が可能です。
- (7)定期券通用期間内であっても券面表示区間外の交通利用は、PiTaPa定期券は通常のポストペイ（後払い）、ICOCA定期券はカード内残額（チャージ）利用となります。
- (8)PiTaPaカードの有効期限を過ぎると、定期券の通用期間内でも利用できません。カード有効期限前に、PiTaPa定期券を更新カードに発行替えしてください（手数料無料）。また、キッズカードの有効期限は満12歳の3月末までのため、更新後のジュニアカードに小児用定期券は発行替えできません。
- (9)こどもICOCAの有効期限は満12歳の3月末までです。普通ICOCAに小児用定期券は発行替えできません。新たにICOCA定期券をお買い求めください。

～定期券を紛失・盗難された場合～

- ・磁気定期券は再発行できません。
- ・PiTaPa定期券の場合、紛失盗難デスク（PiTaPa カード会社）届け出ていただいた後、磁気定期券にて再発行いたします(手数料・本人確認書類が必要です)。PiTaPaカードが再発行された後、IC定期券に発行替えをいたします。
- ・再発行された磁気定期券を再び紛失・盗難された場合、再発行することはできません。
- ・ICOCA定期券の場合、ICOCA発売社局駅窓口へ届け出ていただき、紛失再発行登録書の交付を受けてください。翌日以降に定期券発売所にてICOCA定期券を再発行いたします登録票・手数料とデポジット料(いずれも現金)および本人確認書類が必要です。

～定期券の払戻し～ ※手数料及び本人確認書類が必要です。

定期券をクレジットご購入された場合は、本人確認書類および購入時のクレジットカードと売上票シートをご持参ください。

【地下鉄】払戻し…「神戸市高速鉄道乗車料条例」及び関係規程によります。

【バス】払戻し…「神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例」及び関係規程によります。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号

通学定期券

(1) 大学生用



(2) 高校生用



(3) 中学生用



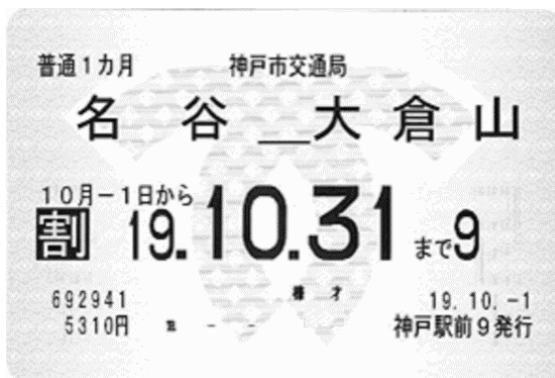
(4) 小児用



様式第11号を次のように改める。

様式第11号

特別割引普通定期券



様式第12号を次のように改める。

様式第12号

特別割引通学定期券

(1) 大学生用



(2) 高校生用



(3) 中学生用



(神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程(昭和52年交規程第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第8条 [略] (振替輸送を実施する乗車券の種類) 第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1)～(5) [略] <u>(6) 企画乗車券</u> <u>(7)</u> [略]	第1条～第8条 [略] (振替輸送を実施する乗車券の種類) 第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。 (1)～(5) [略] <u>(6)</u> [略]

(神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第4条 神戸市交通局 I C 証票乗車券取扱規程(平成18年交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第16条の2 [略] (ポストペイ料金)	第1条～第16条の2 [略] (ポストペイ料金)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前項の規定により後払いする料金 (以下「ポストペイ料金」という。) は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。) を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車(神姫バス株式会社の運行する路線のうち山手線を含む。)、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)にあ	3 前項の規定により後払いする料金 (以下「ポストペイ料金」という。) は、料金計算期間内の利用額に応じた割引(以下「利用額割引」という。) を適用するものとし、料金計算期間内における乗合自動車(神姫バス株式会社の運行する路線のうち <u>シティー・ループ線及び山手線</u> を含む。)、高速鉄道(西神・山手線及び海岸線)及び高速鉄道(北神線)それぞれの料金の総額に対し、乗合自動車にあつては別表第2に、高速鉄道(西神・山

っては別表第3に、高速鉄道（北神線）にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道（西神・山手線及び海岸線）及び高速鉄道（北神線）を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小児80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。

4、5 [略]

第18条～第39条 [略]

附 則

[略]

別表第1（第7条関係） IC証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名 称	発 行 者	料 金 区 分	ポ ス ト ペ イ ・ SF 機 能	記 名 の 有 無	様 式 例

手線及び海岸線）にあつては別表第3に、高速鉄道（北神線）にあつては別表第3に定める適用区分毎にそれぞれの逓減率を乗じて1銭未満の端数を切捨てて得た額を合計して1円未満の端数を切捨てて得た額とする。なお、高速鉄道（西神・山手線及び海岸線）及び高速鉄道（北神線）を乗り継いだ場合の利用額の按分は、北神線を大人170円、小児80円とし、残余の額を西神・山手線及び海岸線の利用額とする。

4、5 [略]

第18条～第39条 [略]

附 則

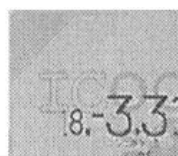
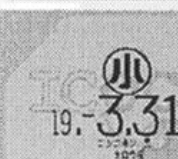
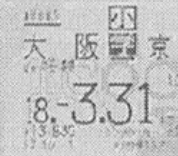
[略]

別表第1（第7条関係） IC証票乗車券の名称、発行者及び様式例

名 称	発 行 者	料 金 区 分	ポ ス ト ペ イ ・ SF 機 能	記 名 の 有 無	様 式 例

			の 有 無		
PiTaPa ベーシックカード (同等の機能を有する IC 証票乗車券を含む。)	株式会社スルッとKANSAI		ポストペイ SF		
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
ICOCA 乗車券 (SF の機能を有しないものを除く。)	西日本旅客鉄道株式会社		SF		

			の 有 無		
PiTaPa ベーシックカード (同等の機能を有する IC 証票乗車券を含む。)	株式会社スルッとKANSAI		ポストペイ SF		
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
[略]		[略]		[略]	[略]
ICOCA 乗車券 (SF の機能を有しないものを除く。)	西日本旅客鉄道株式会社		SF		

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
ICOCA 定期券	大人	記名		ICOCA 定期券	大人	記名	
小児用 ICOCA	小児	記名	 	小児用 ICOCA	小児	記名	 
小児用 ICOCA 定期券	小児	記名		小児用 ICOCA 定期券	小児	記名	
スマート ICOCA	大人	記名		スマート ICOCA	大人	記名	
スマート ICOCA 定期券	大人	記名		スマート ICOCA 定期券	大人	記名	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
KIPS ICOCA 定期券	大人	記名		KIPS ICOCA 定期券	大人	記名	

	[略]		[略]	[略]	
	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
				[略]	[略]
		[略]		[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

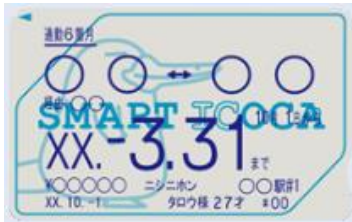
	[略]		[略]		[略]		[略]
	[略]		[略]		[略]		[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
					[略]		[略]
		[略]		[略]			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]

				[略]					[略]
別表第1の2～別表第6 [略]					別表第1の2～別表第6 [略]				
様式第1号 [略]					様式第1号 [略]				
様式第2号 ICOCA 乗車券					様式第2号 ICOCA 乗車券				
(1) [略]					(1) [略]				
(2) ICOCA 定期券					(2) ICOCA 定期券				
									
(3) 小児用 ICOCA					(3) 小児用 ICOCA				
									
									
(4) 小児用 ICOCA 定期券					(4) 小児用 ICOCA 定期券				
									

(5) SMART ICOCA

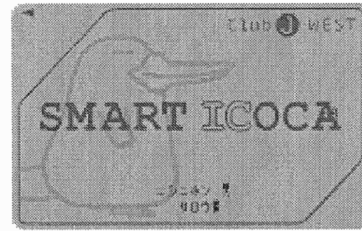


(6) SMART ICOCA 定期券

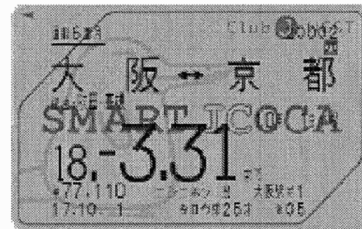


様式第3号 [略]

(5) SMART ICOCA



(6) SMART ICOCA 定期券



様式第3号 [略]

(神戸市交通局 ICOCA 乗車券取扱規程の一部改正)

第5条 神戸市交通局 ICOCA 乗車券取扱規程（平成29年交規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第16条 [略] (払戻し)	第1条～第16条 [略] (払戻し)
第17条 [略]	第17条 [略]
2 小児 ICOCA にあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。	2 小児 ICOCA にあつては、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを行う。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が本市のシステムにより確認できること。	(2) 記名人の氏名、生年月日、 <u>性別</u> 等の情報が本市のシステムにより確認できること。
3～5 [略]	3～5 [略]
第18条～第21条 [略] (紛失再発行)	第18条～第21条 [略] (紛失再発行)
第22条 IC乗車券規程第32条の規定にかかわらず、ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、別に定める申込	第22条 IC乗車券規程第32条の規定にかかわらず、ICOCA定期券を記名人が紛失した場合で、別に定める申込

書を各駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に定期券発売所において再発行を行う。

(1) [略]

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が本市のシステムにより確認できること。

(3)、(4) [略]

2～4 [略]

第 23 条、第 24 条 [略]

(払戻し)

第 25 条 IC 乗車券規程第 11 条第 2 項及び第 23 条の規定にかかわらず、乗客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、又は ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(1) [略]

書を各駅窓口に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（窓口営業時間内に限る。）に定期券発売所において再発行を行う。

(1) [略]

(2) 記名人の氏名、生年月日、性別等の情報が本市のシステムにより確認できること。

(3)、(4) [略]

2～4 [略]

第 23 条、第 24 条 [略]

(払戻し)

第 25 条 IC 乗車券規程第 11 条第 2 項及び第 23 条の規定にかかわらず、乗客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、又は ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを定期券発売所に差し出したときに、次の各号の条件を満たす場合に限り、払戻しを請求することができる。

(1) [略]

(2) 記名人の氏名、生年月日等の情報が本市のシステムにより確認できること。 (3) [略] 2～6 [略] 第26条～第30条 [略]	(2) 記名人の氏名、生年月日、<u>性別</u>等の情報が本市のシステムにより確認できること。 (3) [略] 2～6 [略] 第26条～第30条 [略]
--	--

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第12条、第13条関係）

様式第1号(第12条、第13条関係)
(表面)

(裏面)

こどもICOCA 購入申込書		神戸市交通局	
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。			
カナ			
生年月日 様			
平・令・西暦			
年 月 日 才			
ご住所			
電話 - -			
カード検索番号		こどもICOCA No.	
 ←紛失再発行手続きの際、カード検索に使用します。任意の4桁の数字を記入してください。			
・こどもICOCAのご購入の際には、公的証明書等による年齢確認をいたします。また、デポジット(預り金)が必要となります。 ・カードの裏面の記載にかかわらず、紛失された場合には再発行の請求ができます。 ・紛失再発行のお申込みの際には、所定の申込書への記入及び公的証明書等の提示が必要です。 ・紛失再発行の取扱いを行う場合は紛失再発行手数料と再発行するカードのデポジット(預り金)をいただきます。 ・その他、こどもICOCAの利用条件等はIC証票乗車券取扱規程に定めるところによります。			
～個人情報の取扱い～ (1)記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。 (2)他社局との連絡定期券の場合は、発行・払戻手続等必要に応じて、購入予約情報を当該各社局に共有することがあります。 (3)ICOCA定期券の場合、紛失再発行時等に交通局およびICOCA定期券を発売する他社局で本人確認や必要な連絡をするために使用します。			

(身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程の一部改正)

第6条 身体障害者等の乗車証の取扱いに関する規程(昭和42年12月23日交規程第22号)の一部を次のように改正する。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号

敬老割引定期券購入申込書

(表面)

敬老		定期券購入申込書		神戸市交通局		寿	
氏名 姓と名の間を1マス空けて記入してください。							
カ							
ナ							
生年月日 様							
大・昭・西暦							
年 月 日 才							
ご住所		神戸市 区					
		電話 - -					
☐ 新規		☐ 継続 現在使用中の定期券は 月 日まで有効					
使用開始日 および 有効期間		年 月 日から ☐ 1カ月 ☐ 3カ月 ☐ 6カ月					
区間		☐ 地下鉄 ()駅 ~ ()駅 (駅経由) ☐ ゾーン定期 新神戸~ ☐ 西神中央 ☐ 伊川谷 ☐ 運動公園 ☐ 妙法寺 ☐ 板宿 +海岸線 ☐ 市バス ☐ 市バス・山陽バス ☐ 普通区 ☐ 共用区 ☐ 近郊区 ()系統 ()バス停 ~ ()バス停 ()系統 ()バス停 ~ ()バス停					
支払方法		☐ 現金 ☐ クレジット					
裏面も必ずお読みください							
【交通局記入欄】							
■市発行番号							
■販売日 年 月 日							
■発売場所： 西神 名谷 新長田 三宮 神戸 谷上 湊川							
①定価 円 ②販売額 円							
①-② 円							

(裏面)

■定期券ご購入の前に必ずお読みください■	
～個人情報の取扱い～	
記載された個人情報は、定期券の発行業務に使用するほか、定期券の拾得、適正な利用等の観点から、交通局および関係機関よりお客様へ連絡する必要がある場合等に使用します。	
～敬老定期券の発売～	
・定期券通用開始日の14日前から購入いただけます。 ・購入の際には敬老優待乗車証(敬老バス)をご持参のうえ、係員定期券発売所でご購入ください。 ・磁気定期券での発行となります(IC定期券では発行できません)。 ・定期券は名義人のみ利用することができます。 利用の際は必ず敬老バスを携帯し、乗務員・駅係員等から求められたときは、敬老バスを提示してください。 ・身体障害者割引等、他の割引との重複適用はできません。 ・他社との連絡定期券は発売できません。 ・ゾーン定期券は、北神線「新神戸～谷上」間のご利用になれません。	
～定期券の払戻し～ ※手数料及び本人確認書類が必要です。	
定期券をクレジットご購入された場合は、本人確認書類および購入時のクレジットカードと売上票レシートをご持参ください。	
【地下鉄】	
払戻し…神戸市高速鉄道乗車料条例及び関係規程によります。	
【バス】	
払戻し…神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例及び関係規程によります。	

附 則

この規程は、令和7年3月18日から施行する。ただし、第4条中神戸市交通局IC証票乗車券取扱規程第17条第3項の規定を改める規定については令和7年3月1日から施行する。